



# 鳥取県公報

平成 25 年 9 月 20 日 (金)  
第 8 5 3 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (689) (水・大気環境課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (690) (農地・水保全課) . . . . . 3
◇ 教委告示	鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (21) (文化財課) . . . . . 3
	鳥取県指定天然記念物の指定 (22) (〃) . . . . . 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) . . . . . 4
◇ 正 誤	平成25年9月3日付鳥取県告示第667号中訂正 . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 施行者の名称

倉吉市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画事業 倉吉市公共下水道

### 3 事業施行期間

昭和52年3月1日～平成30年3月31日

（変更前）昭和52年3月1日～平成26年3月31日

### 4 事業地

#### （1）収用の部分

変更無し

#### （2）使用の部分

追加する部分

（汚水）

巖城字斉之前、字中河原、字三通田、字寺屋敷、字上前田、字上前屋敷、字樋之口、字寺山、字西屋敷の各一部、和田字門前、字上畑田、字西ノ馬場、清谷字西谷口、字西谷、字井尻、字富ノ下、福庭字長谷、字金鑄谷、八屋字林谷口、大原字清水、巖城字井手向、字下前屋敷、馬場町字向山、国府字狐塚、字法花寺、字塔堂寺、字古神宮、字上屋敷、字屋敷、字東前、不入岡字新名原、字海田、字荒神畑、字中堀、字宮ノ下、字一本榎、字沢ベリ、字奥屋敷、字堀、国分寺字上前田、字六反田、字下前田、字屋敷、字雑シ、大谷字上条、字西間前、字南屋敷、字屋敷、字前田、字平垣、字向野、字西三谷、福光字城ノ前、北野字天神野、字堂ノ元、字八反田、字上野々前、字中庄路、字前田、字行留メ、字大坪、字八幡ノ下、生田字大畑、字神主田、中河原字前新田、字後屋敷、字繁地、字道久橋、字東、字竹ヶ鼻、字西川端、字南河原、字下河原、字姫路河原、小鴨字村通、字村東通、字松ノ木、字高畑、字屋敷通、上古川字屋敷通、字松ノ木、字池ヶ盛、字空町、戸井ヶ詰、石塚字屋敷通、鴨河内字大内、字重六、字若宮、字砂田の各一部、福守町字下屋敷、字天王、字乾、字乾ヶ瀬、字掛樋、字荒木、字西荒木、字宮ノ前、字長総サ、字穴エコ、不入岡字鴨川、西福守町字和田々、国府字鴨川、字中ノ郡家、字市道、秋喜字鐘撞田、字堂田、字島田前、字観音堂、福光字下河原、字古屋敷、字上折口の一部、

（雨水）

鴨川町字砂畑、字墓ヶ坪、福守町字下屋敷、字天王、字乾、字乾ヶ瀬、字掛樋、字荒木、字西荒木、字宮ノ前、字長総サ、字穴エコ、不入岡字鴨川、西福守町字和田々、国府字鴨川、字中ノ郡家、字市道、秋喜字鐘撞田、字堂田、字島田前、字観音堂、字西坂根、福光字下河原、字古屋敷、字上折口、字下折口、字稲代、生田字大畑の一部、天神町字モゲ川下ノ段、上井字落段、字外中島、字樋ノ戸、上古川字谷田、字前谷田、字手前谷田、字八幡ノ平ラ、石塚字天王ノ平ル、金ヶ平ルの各一部

削除する部分

（汚水）

国府字河新田、字向前田、不入岡字東前、字茅林、和田字野畑、字和田境、秋喜字杉ノ元、字鯰、福

光字上折口、字稲代の各一部

(雨水)

国府字河新田、字向前田、秋喜字鯉、字杉ノ元

#### 鳥取県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業名和3期地区農業用排水・農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年9月20日から同年10月10日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

## 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年9月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
赤松の荒神祭	西伯郡大山町赤松	日吉神社

#### 鳥取県教育委員会告示第22号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成25年9月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 天然記念物の部

名称	所在地又は地域
赤波川溪谷のおう穴群	鳥取市用瀬町赤波地内赤波川河床で、次のAの地点からDの地点までを順次に直線で結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域における部分。ただし、既設の道路構造物については指定範囲外とする。 Aの地点 北緯35度19分8秒7、東経134度13分12秒4 Bの地点 北緯35度19分8秒6、東経134度13分12秒8 Cの地点 北緯35度19分0秒6、東経134度13分11秒6 Dの地点 北緯35度19分0秒5、東経134度13分11秒4

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

可搬型モニタリングポスト 11局

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月24日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器又は医療・理化学機器類の計測機器に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参

加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月3日（木）午後5時までに4の（1）の場所に提出すること。  
（3）平成25年9月20日（金）から同年10月30日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）平成25年9月20日（金）から同年10月30日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

### 4 入札手続等

（1）入札に関する書類又は競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

（2）調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課安全対策担当

電話 0857-26-7854

（3）入札説明書の交付方法

平成25年9月20日（金）から同年10月3日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年9月20日（金）から同年10月3日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記とすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年10月23日（水）午前11時から同月30日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、10月29日（火）午後5時までとする。）。

イ 開札日時

平成25年10月30日（水）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

（1）入札

ア 電子入札については、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を、平成25年10月3日(木)午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例と定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要となること。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 11 set of Portable Monitoring Post

(2) October 3, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification

confirmation

(3) October 30, 2013 Noon : Time-limit for submission of tenders

October 29, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts

Contractand Suppliers Office Tottori Prefecture Government 1 - 220 Higashi-machi, Tottori-shi  
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433

---

## 正 誤

平成25年9月3日付鳥取県公報号外第100号の鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 11

行 下から12

誤 同町

正 同郡日野町